

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

芝山町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 町全域

#### (1) 現況

本地域は、小丘陵地が存在するがほぼ平坦である。西側に木戸川、東側に高谷川が南下し、この流域に沿って水田地帯が広がっている。両河川の間にあたる中央部及び北西部にかけてなだらかな丘陵地であり、畑作中心の地帯である。

収益性の高い魅力ある農業、安全・安心で消費者ニーズに応える農産物の供給を図っている。また、町全体が人参産地として更なる産地強化を目指している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項1号及び同法第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

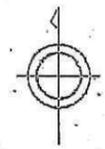
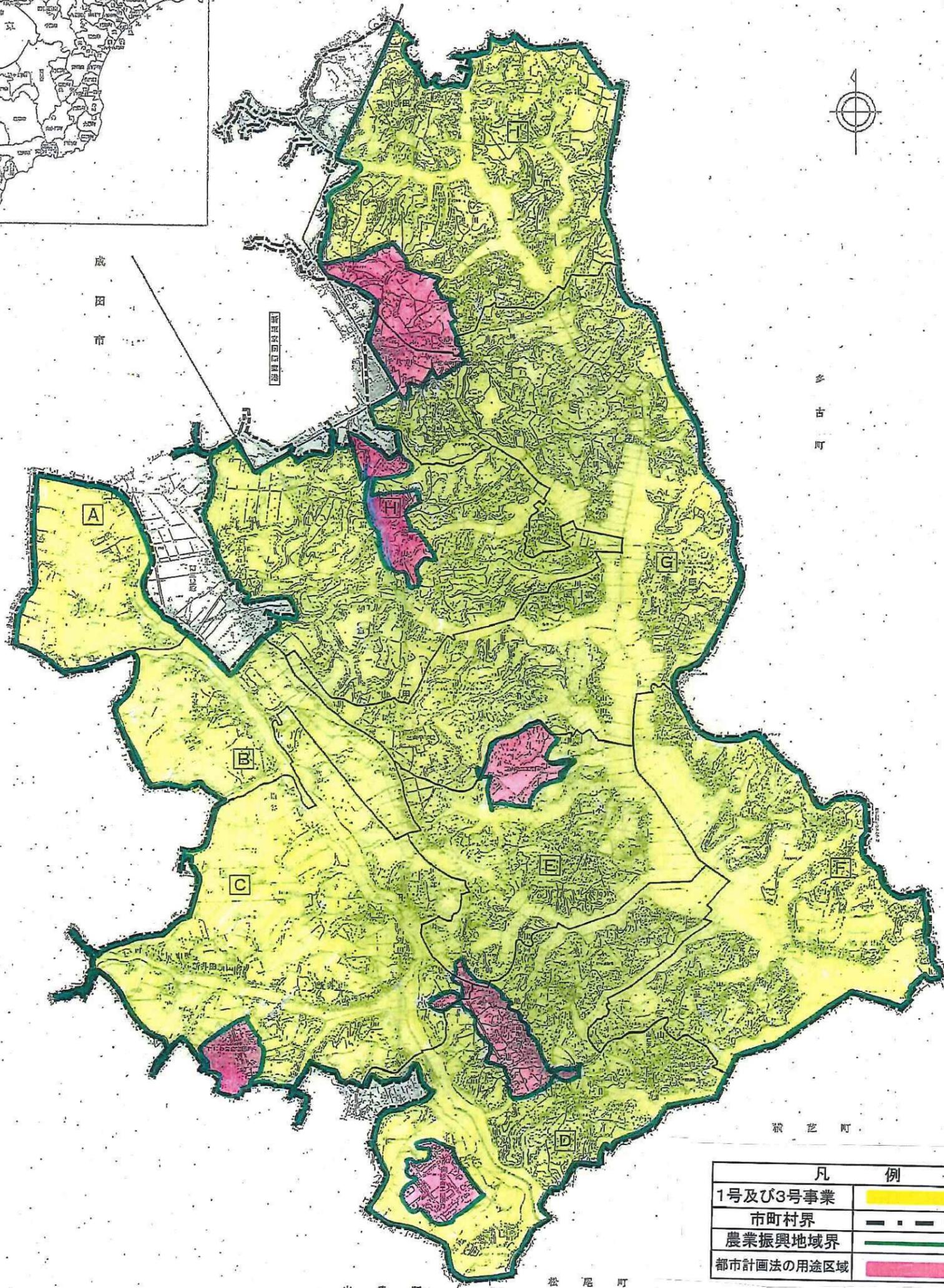
設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。

(2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。

# 芝山町全圖 促進計画区域図



凡 例	
1号及び3号事業	<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>
市町村界	--- · ---
農業振興地域界	—
都市計画法の用途区域	<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

「1号事業：農振農用地及び農振農用地と一体的に取り組む必要があるとみとめられた農用地」  
 （農振農用地は農振農用地区域の内の農用地のこと）  
 「3号事業：農業振興地域の農地」

1:25,000